

神戸国際港都建設計画道路  
1.3.6号大阪湾岸線西伸線

事後調査報告書  
(令和2年度)

令和3年6月

国土交通省近畿地方整備局  
阪神高速道路株式会社

## はじめに

本事後調査報告書は、平成 21 年 3 月に都市計画決定及び環境影響評価書を作成した神戸国際港都建設計画道路 1.3.6 号大阪湾岸線西伸線（神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区駒ヶ林南町）（14.5km）について、平成 28 年 4 月に「大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）」として事業化された区間のうち、14.1km（神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区南駒栄町）について、「神戸市環境影響評価等に関する条例」（平成 9 年 10 月、条例第 29 号）に基づき作成したものです。

## 目 次

<b>第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</b> .....	<b>1-1</b>
<b>第 2 章 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容</b> .....	<b>2-1</b>
2.1 名称 .....	2-1
2.2 規模 .....	2-1
2.3 目的 .....	2-1
2.4 内容 .....	2-3
2.4.1 種類 .....	2-3
2.4.2 位置 .....	2-3
2.4.3 車線の数 .....	2-3
2.4.4 設計速度 .....	2-3
2.4.5 道路の区分 .....	2-3
2.4.6 インターチェンジ等区域の位置 .....	2-3
2.4.7 計画交通量 .....	2-3
2.4.8 構造の概要 .....	2-5
2.4.9 工事計画 .....	2-5
2.5 環境に影響を及ぼすおそれのある影響要因と環境要素との関連 .....	2-7
2.6 環境保全措置 .....	2-8
2.6.1 工事の実施 .....	2-8
2.6.2 土地又は工作物の存在及び供用 .....	2-9
<b>第 3 章 事後調査の実施内容</b> .....	<b>3-1</b>
<b>第 4 章 工事の進捗状況</b> .....	<b>4-1</b>
4.1 工事着手年月日 .....	4-1
4.2 進捗状況 .....	4-1
4.3 令和 2 年度の工事内容 .....	4-1
<b>第 5 章 事後調査結果</b> .....	<b>5-1</b>
5.1 調査結果の概要 .....	5-1
5.2 工事中の調査結果 .....	5-3
5.2.1 大気質 .....	5-3
5.2.2 騒音 .....	5-23
5.2.3 振動 .....	5-33
5.2.4 廃棄物等 .....	5-42
<b>第 6 章 事後調査実施体制</b> .....	<b>6-1</b>
6.1 事業者 .....	6-1
6.2 調査実施機関 .....	6-1

<b>第7章 その他</b> .....	<b>7-1</b>
7.1 苦情等の処理状況 .....	7-1
7.2 使用文献.....	7-1

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 国土交通省 近畿地方整備局  
代表者の氏名 : 近畿地方整備局長 溝口<sup>みぞぐち</sup> 宏樹<sup>ひろき</sup>  
主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館

事業者の名称 : 阪神高速道路株式会社  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 吉田<sup>よしだ</sup> 光市<sup>こういち</sup>  
主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市北区中之島3丁目2番4号

## 第2章 対象事業の名称、規模及び目的その他対象事業の内容

### 2.1 名称

大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）

### 2.2 規模

延長 14.1km

### 2.3 目的

大阪湾岸道路は、神戸淡路鳴門自動車道（垂水ジャンクション）から関西国際空港（りんくうジャンクション）までを結ぶ延長約 80km の自動車専用道路です。大阪湾沿岸地域の既存幹線道路の交通負荷を軽減し、沿道環境の改善を図るとともに、大阪湾沿岸諸都市を有機的に連絡して、都市の活力を向上させることを目的に整備が進められています。

本事後調査計画書の対象である大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）（以下、「対象道路」といいます）は、大阪湾岸道路の一部を構成する道路で、神戸市東灘区から神戸市長田区に至る延長 14.5km のバイパス事業のうちの 14.1km の区間です。阪神臨海地域の交通負荷を軽減し、交通渋滞や沿道環境などの交通課題の緩和を図るとともに、国際戦略港湾である阪神港の機能強化による物流の効率化、災害や事故などの緊急時の代替機能確保等を目的としています。

大阪湾岸道路及び対象道路の全体概要を図 2-1 に示します。



図 2-1 大阪湾岸道路及び対象道路の全体概要図

## 2.4 内容

### 2.4.1 種類

一般国道（自動車専用道路）の改築

### 2.4.2 位置

起点：神戸市東灘区向洋町東

終点：神戸市長田区南駒栄町

対象道路の位置を図 2-3 に示します。

### 2.4.3 車線の数

6車線

### 2.4.4 設計速度

80km/時

### 2.4.5 道路の区分

第2種第1級

### 2.4.6 インターチェンジ等区域の位置

ランプの連絡道路並びに概ねの位置は表 2-1 及び図 2-3 に示すとおりです。

表 2-1 ランプの連絡道路

ランプの名称	連絡道路
六甲アイランド西ランプ（仮称）	六甲アイランド北側臨港道路
ポートアイランド東ランプ（仮称）	ポートアイランド北側臨港道路
ポートアイランド西ランプ（仮称）	ポートアイランド西側臨港道路
駒栄ランプ（仮称）	神戸市道西出高松前池線

### 2.4.7 計画交通量

「神戸国際港都建設計画道路 1.3.6 号大阪湾岸線西伸線 環境影響評価書」（平成 21 年 3 月、兵庫県）に記載している計画交通量を図 2-2 に示します。

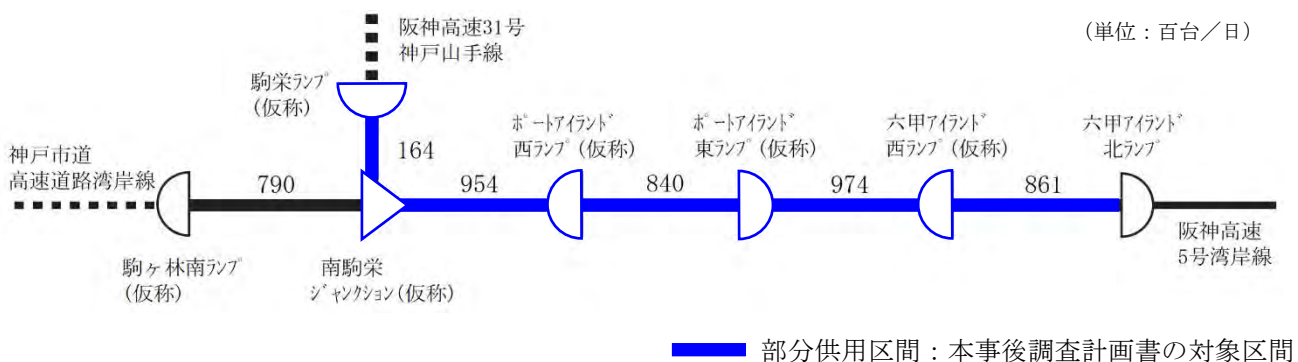


図 2-2 計画交通量（令和 12 年（2030 年））





この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 2-3 対象道路事業のランプ及び連絡道路位置図

## 2.4.8 構造の概要

### 1) 道路構造の種類

基本的な道路構造は嵩上式（橋梁・高架）で、一部半地下（掘割構造）などを含みます。標準的な横断構成を図 2-4 に示します。

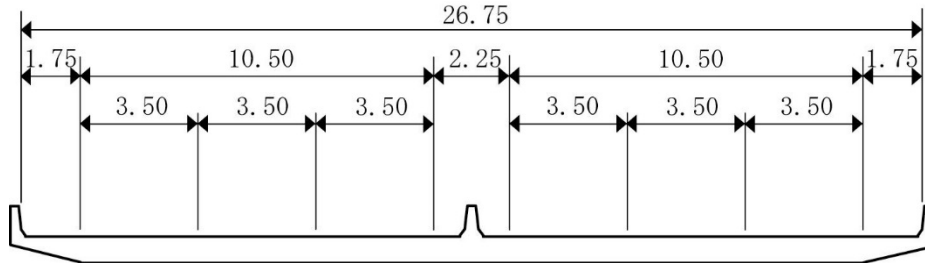


図 2-4 標準断面図

## 2.4.9 工事計画

### 1) 工事の概要

本事業の工事は、本線とランプ部に分けられ、橋梁（海上部）、高架（陸上部）、高架（海上部）、土工（盛土）、土工（掘割）の 5 種類から構成されます。主要な工事区分の概要を表 2-2 に示します。

表 2-2 主な工事区分の概要

道路構造の種類		工事区分	主な工種
本線	橋若しくは高架	橋梁 (海上部)	鋼管矢板打設工、掘削工、 頂版・躯体構築工、塔下部架設工、 橋桁架設工、塔上部架設工、 ケーブル・桁架設工、主桁閉合、 舗装工・設備工
		高架 (陸上部)	基礎杭工、土留工、掘削・支保工、 橋脚構築工、橋桁架設工、床版工、 舗装工・設備工
		高架 (海上部)	鋼管矢板打設工、掘削工、 頂版・躯体構築工、鋼製橋脚架設工、 橋桁架設工、舗装工・設備工
	盛土	土工 (盛土)	土留工、掘削・支保工、擁壁構築工、 盛土工、舗装工・設備工
ランプ	橋若しくは高架	高架 (陸上部)	基礎杭工、土留工、掘削・支保工、 橋脚構築工、橋桁架設工、床版工、 舗装工・設備工
	盛土	土工 (盛土)	土留工、掘削・支保工、擁壁構築工、 盛土工、舗装工・設備工
	その他の構造 (掘割)	土工 (掘割)	土留工、掘削・支保工、擁壁構築工、 舗装工・設備工

## 2) 工種及び作業内容と作業工程

工事区分毎の工種、主な作業内容及び工事に用いる主な建設機械を表 2-3 に示します。また、作業工程を表 2-4 に示します。

表 2-3 工事区分毎の工種、主な作業内容及び主な建設機械

工事区分	工 種	主な作業内容	主な建設機械
橋梁 (海上部)	鋼管矢板打設工	鋼管矢板打設工	杭打機
	掘削工	鋼管矢板内部掘削工	バケット、台船
	頂版・躯体構築工	頂版・躯体構築工	コンクリートミキサー船
	塔下部架設工	塔下部架設工	フローティングクレーン
	橋桁架設工	主桁架設工	フローティングクレーン
	塔上部架設工	塔上部架設工	クレーン
	ケーブル・桁架設工	中央径間張り出し架設工	クレーン
	主桁閉合	主桁閉合	クレーン
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャ
高架 (陸上部)	基礎杭工	場所打杭工	鋼管ソイルセメント杭施工機
	土留工	鋼矢板工(圧入工)	クレーン、圧入機
	掘削・支保工	掘削工(土砂掘削)、支保工	バックホウ、ダンプトラック
	橋脚構築工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
	橋桁架設工	鋼橋架設工	クレーン、トレーラー
	床版工	コンクリート工	コンクリートポンプ車
高架 (海上部)	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャ
	鋼管矢板打設工	鋼管矢板打設工	杭打機
	掘削工	鋼管矢板内部掘削工	バケット、台船
	頂版・躯体構築工	頂版・躯体構築工	コンクリートミキサー船
	鋼製橋脚架設工	鋼製橋脚架設工	フローティングクレーン
	橋桁架設工	主桁架設工	フローティングクレーン
土工 (盛土)	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャ
	土留工	土留工	クレーン、杭打機
	掘削・支保工	掘削工(土砂掘削)、支保工	バックホウ、ダンプトラック
	擁壁構築工	支保工、コンクリート工	コンクリートポンプ車
	盛土工	盛土工(路体・路床)	ブルドーザー、ダンプトラック
土工 (掘削)	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャ
	土留工	土留工	クレーン、杭打機
	掘削・支保工	掘削工(土砂掘削)、支保工	バックホウ、ダンプトラック
	擁壁構築工	支保工、コンクリート工	コンクリートポンプ車

表 2-4 作業工程表(予定)

工事場所	工事区分	年目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
六甲アイランド <sup>※</sup> 島内	橋梁・高架		■	■	■	■	■	■	■	■	■				
六甲アイランド <sup>※</sup> ～ ポートアイランド <sup>※</sup>	橋梁・高架					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ポートアイランド <sup>※</sup> 島内	橋梁・高架			■	■	■	■	■	■	■	■				
ポートアイランド <sup>※</sup> ～ 和田岬	橋梁・高架					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
和田岬以西	橋梁・高架・土工					■	■	■	■	■					

## 2.5 環境に影響を及ぼすおそれのある影響要因と環境要素との関連

環境に影響を及ぼすおそれのある影響要因と環境要素の関連は表 2-5 に示すとおりです。

表 2-5 環境に影響を及ぼすおそれのある影響要因と環境要素の関連

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	掘削工事の実施	海底の掘削	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○					○
			粉じん等	○	○					
		騒音	騒音	○	○					○
		振動	振動	○	○					○
			低周波音	低周波音						○
	水環境	水質	水の濁り					○		
		底質	底質					○		
	土壌に係る環境その他の環境	土壌	土壌				○			
		その他の環境要素	日照障害						○	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地					○	○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物				○			

注 1) ○：環境影響評価を実施した項目

2) ここで用いる用語については、以下のとおりとしています。

ア)「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び建設機械の稼働又は資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粒子状物質をいいます。

イ)「重要な種」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。

ウ)「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。

エ)「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。

オ)「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいいます。

カ)「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。

キ)「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいいます。

## 2.6 環境保全措置

### 2.6.1 工事の実施

工事の実施に係る影響を低減するための環境保全措置は表 2-6 に示すとおりです。

表 2-6 工事の実施に係る影響を低減するための環境保全措置

環境要素	影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果
二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	排出ガス対策型の建設機械の採用	排出ガス対策型の建設機械を採用することにより、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が抑制されます。
		作業者に対する建設機械の取り扱いの指導	作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が抑制されます。
		建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働	集中稼働を避けることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が抑制されます。
	工事用車両の運行	工事用車両の分散	工事用車両を分散させることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が抑制されます。
		作業者に対する工事用車両の運行の指導	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が抑制されます。
粉じん等	建設機械の稼働	工事中の散水	粉じん等の工事施工範囲からの発生が抑制されます。
		作業者に対する建設機械の取り扱いの指導	作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、粉じん等の発生が抑制されます。
		建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働	集中稼働を避けることにより、粉じん等の発生が抑制されます。
		工事施工ヤードへの仮囲いの設置	工事施工ヤードに仮囲いの設置を行うことにより、粉じん等の拡散が抑制されます。
	工事用車両の運行	工事用車両の分散	工事用車両を分散させることにより、粉じん等の発生が抑制されます。
		タイヤ等の洗浄	タイヤ等を洗浄させることにより、粉じん等の発生が抑制されます。
騒音	建設機械の稼働	防音パネルの設置 <sup>※1</sup>	騒音の伝搬量の低減効果があります。
		低騒音型建設機械の採用	騒音の発生が抑制されます。
		作業者に対する建設機械の取り扱いの指導	作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音の発生が抑制されます。
		建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働	集中稼働を避けることにより、騒音の発生が抑制されます。
	工事用車両の運行	工事用車両の制限 <sup>※2</sup>	施工手順の見直し、工事用車両を分散させることにより、騒音の発生が抑制されます。
		作業者に対する工事用車両の運行の指導	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音の発生が抑制されます。
振動	建設機械の稼働	低振動型建設機械の採用	振動の発生が抑制されます。
		作業者に対する建設機械の取り扱いの指導	作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、振動の発生が抑制されます。
		建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働	集中稼働を避けることにより、振動の発生が抑制されます。
	工事用車両の運行	工事用車両の分散	工事用車両を分散させることにより、振動の発生が抑制されます。
		作業者に対する工事用車両の運行の指導	運行時の不要なエンジン稼働を避けること等により、振動の発生が抑制されます。

環境要素	影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果
水の濁り	海底の掘削	工事の集中の回避	近接する橋脚の施工時期の集中を回避することにより、浮遊物質の発生が抑制されます
底質	海底の掘削	—	—
土壌	掘削工事の実施	土壌汚染除去措置※3	汚染された土壌を掘削除去又は浄化すること等により、土壌汚染の拡散を回避できます。
		地下水汚染拡散防止措置※3	汚染された地下水を封じ込めること等により、地下水汚染の拡散を低減できます。
動物	海底の掘削	—	—
廃棄物等	切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削	工事間利用の促進	事業に伴い発生した建設発生土を他の事業へ工事間利用することにより、建設発生土及び建設汚泥の最終処分量が低減されます。
		再資源化の実施	事業に伴い発生した建設副産物を再資源化することにより、建設副産物の最終処分量が低減されます。

※1「防音パネルの設置」は整合を図る基準又は目標を超過すると予測された中央区港島1丁目において実施します。

※2「工事用車両の制限」は整合を図る基準又は目標及び現況値を超過すると予測された兵庫区小松通5丁目において実施します。

※3「土壌汚染除去措置」及び「地下水汚染拡散防止措置」は事後調査の結果土壌汚染が確認された場合に実施します。

## 2.6.2 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に係る影響を低減するための環境保全措置は、表 2-7 に示すとおりです。

表 2-7 土地又は工作物の存在及び供用に係る影響を低減するための環境保全措置

環境要素	影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果
二酸化窒素 浮遊粒子状物質	自動車の走行	—	—
騒音	自動車の走行	遮音壁の設置※1	騒音の伝搬量が抑制されます。
振動	自動車の走行	高架のジョイント削減	高架のジョイント部を削減することにより、振動の発生が抑制されます。
低周波音	道路の存在、自動車の走行	高架のジョイント削減	高架のジョイント部を削減することにより、低周波音の発生が抑制されます。
日照障害	道路の存在	—	—
動物	道路の存在	—	—
景観	道路の存在	道路構造物のデザイン検討※2	道路構造物（橋梁・高架構造物等）のデザインを周辺環境に配慮しながら検討を行うことにより、主要な眺望景観への影響が低減されます。
		道路付属物のデザイン検討※2	道路付属物（照明・遮音壁等）のデザインを周辺環境に配慮しながら検討を行うことにより、主要な眺望景観への影響が低減されます。
人触れ	道路の存在	—	—

※1「遮音壁の設置」は整合を図る基準又は目標を超過するものと予測された東灘区向洋町中1丁目、東灘区向洋町中5丁目、中央区港島1丁目、中央区港島中町5丁目において実施します。

※2「道路構造物のデザイン検討」及び「道路付属物のデザイン検討」は、主要な眺望景観の変化があると予測されたポートアイランドから兵庫区和田崎町間において実施します。

### 第3章 事後調査の実施内容

工事前及び工事中の事後調査計画の概要は表 3-1 及び表 3-2 に示すとおりです。

工事前の事後調査について、令和2年度には、掘削工事の実施に係る土壌の事後調査場所において、土地の改変を伴う工事を実施しないことから、掘削工事の実施に係る土壌の事後調査は行いませんでした。

工事中の事後調査について、令和2年度には、六甲アイランド島内において、下部工の工事が着手されたことから、大気質・騒音・振動・廃棄物等の事後調査を行いました。本格的な工事は9月より開始され、大気質については四季のうち秋季・冬季・春季について実施しました。

また、ポートアイランド島内において、本体工に先立ち整備工事が実施されたことから当該工事により発生した廃棄物等の事後調査を行いました。当該工事は保全対象からの離隔が大きく周辺環境への影響は小さいと考えられたことから、騒音及び振動の事後調査は行いませんでした。

表 3-1 工事前の事後調査計画の概要

環境要素	影響要因	環境調査		施設調査
		調査項目	調査時期	
土壌	掘削工事の実施	土壌調査又は地下水調査	掘削工事の実施前 1回 (土地の改変前)	・環境保全措置の実施状況

表 3-2 工事中の事後調査計画の概要

環境要素	影響要因	環境調査		施設調査	
		調査項目	調査時期		
大気質	二酸化窒素浮遊粒子物質	建設機械の稼働	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度 風向・風速	工事最盛期 1回* (24時間×7日間×4季)	・建設機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
		工事用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度 風向・風速	工事最盛期 1回* (24時間×7日間×4季)	・工事用車両の運行状況 ・環境保全措置の実施状況
	粉じん等	建設機械の稼働	降下ばいじん量	工事最盛期 1回* (24時間×1ヶ月×4季)	・建設機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況
		工事用車両の運行	降下ばいじん量	工事最盛期 1回* (24時間×1ヶ月×4季)	・工事用車両の運行状況 ・環境保全措置の実施状況
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル (L <sub>A</sub> 、L <sub>A5</sub> 、L <sub>A.Fmax</sub> 又は L <sub>A.Fmax.5</sub> )	著しい騒音を発生する建設作業の実施時期 1回/年 (建設機械の稼働時間帯)	・建設機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況	
	工事用車両の運行	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	工事用車両の運行に係る騒音の影響のおそれが考えられる時期 1回/年 (6-22時)	・工事用車両の運行状況 ・環境保全措置の実施状況	
振動	建設機械の稼働	振動レベル (L、L <sub>10</sub> 又は L <sub>MAX</sub> )	著しい振動を発生する建設作業の実施時期 1回/年 (建設機械の稼働時間帯)	・建設機械の稼働状況 ・環境保全措置の実施状況	
	工事用車両の運行	振動レベル (L <sub>10</sub> )	工事用車両の運行に係る振動の影響のおそれが考えられる時期 1回/年 (8-19時)	・工事用車両の運行状況 ・環境保全措置の実施状況	
水質	海底の掘削	水の濁り (SS)	工事最盛期 1回 (1日)	・海底の掘削の実施状況 ・環境保全措置の実施状況	
動物 (底生動物)	海底の掘削	重要な底生動物の生息地・生息環境の状況	当該区間の下部工工事完了後 1回 (春季及び秋季)	・海底の掘削の実施状況	
廃棄物等	切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削	—	—	・建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量 ・環境保全措置の実施状況	

※工事最盛期とは、建設機械の稼働による影響が最も大きくなる時期とします。

備考1) 大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) については、環境影響評価の結果、予測結果が環境基準又は参考値を超過しないこと、近年のバックグラウンド濃度が環境影響評価時と比べ低下傾向にあること等から、建設機械の稼働又は工事用車両の運行に伴い大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) が環境基準又は参考値を超過する可能性は小さいと考えられること等を踏まえ、調査は1回 (4季) とします。

備考2) ゴシックは令和2年度に実施した事後調査を示します。



## 第4章 工事の進捗状況

### 4.1 工事着手年月日

平成31年 1月 7日

### 4.2 進捗状況

作業工程表（予定）及び進捗状況を表 4-1 に示します。

表 4-1 作業工程表（予定）

工事場所	工事区分	年目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
六甲アイランド島内	橋梁・高架		■												
六甲アイランド～ ポートアイランド	橋梁・高架					■									
ポートアイランド島内	橋梁・高架			■											
ポートアイランド～ 和田岬	橋梁・高架						■								
和田岬以西	橋梁・高架・土工						■								

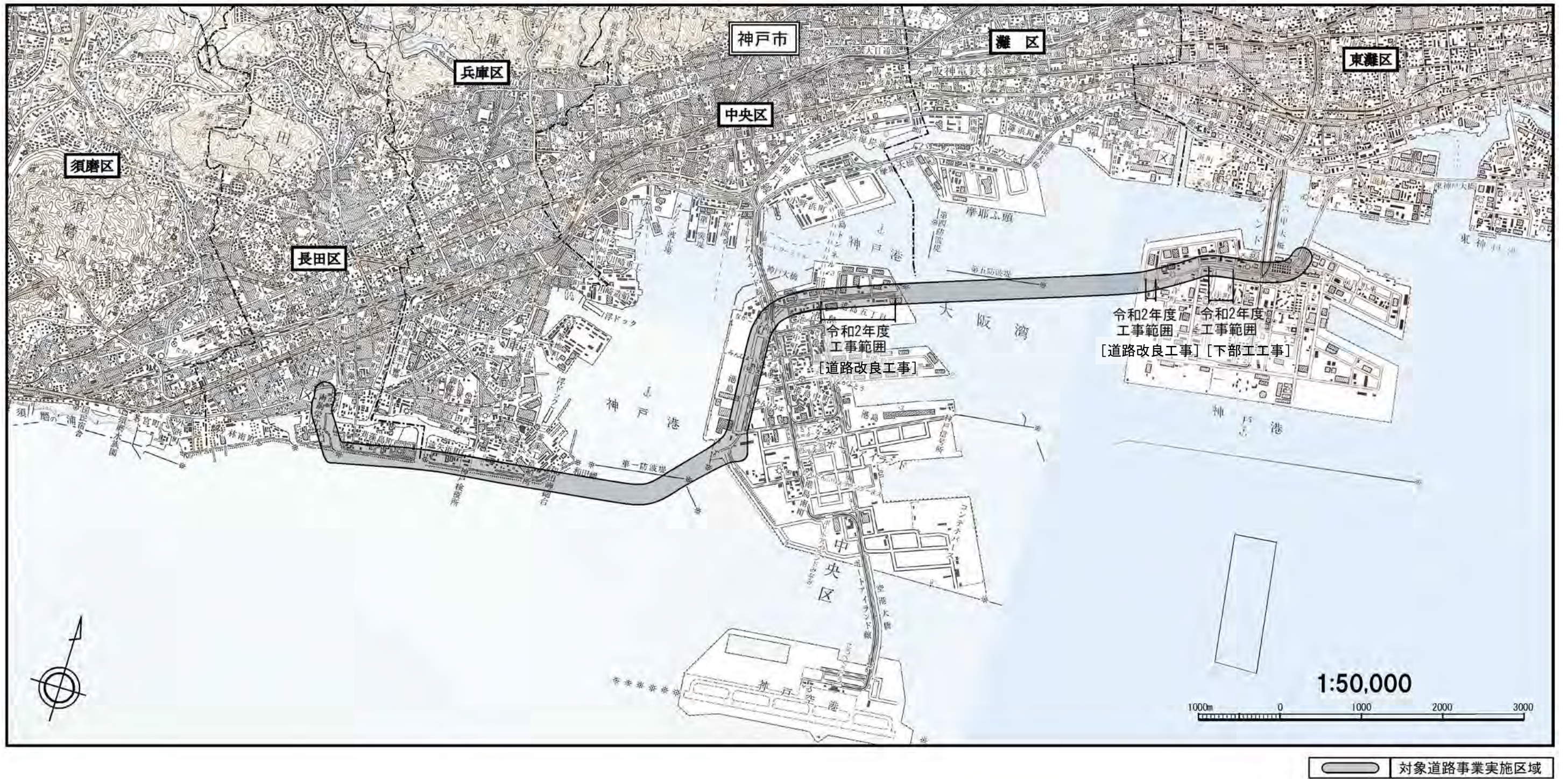
■ 令和2年度末時点実施済

### 4.3 令和2年度の工事内容

令和2年度の工事内容と工事範囲は表 4-2 及び図 4-1 に示すとおりです。

表 4-2 令和2年度の工事内容

工事場所	区分	工事内容
六甲アイランド島内	陸上部	下部工工事（基礎杭工、土留め工、掘削・支保工、橋脚構築工 他） 道路改良工事（道路土工、舗装工 他）
六甲アイランド～ポートアイランド	海上部	—
ポートアイランド島内	陸上部	道路改良工事（道路土工、舗装工、道路植栽工 他）
ポートアイランド～和田岬	海上部	—
和田岬以西	陸上部	—



この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 4-1 令和2年度の工事範囲

## 第5章 事後調査結果

### 5.1 調査結果の概要

令和2年度における調査結果の概要を表 5-1 に示します。

いずれの項目も、環境調査の結果、整合を図る基準又は目標等に示された値以下となりました（表 5-2）。また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

表 5-1 令和2年度における調査結果の概要

環境要素	影響要因	環境調査		施設調査	詳細掲載頁	
		調査項目	整合を図る基準又は目標等との整合状況			
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度 風向・風速	○	適切に環境保全措置を講じている	5-3	
		二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度 風向・風速	○	適切に環境保全措置を講じている	5-10	
	工事用車両の運行	建設機械の稼働	降下ばいじん量	○	適切に環境保全措置を講じている	5-14
		工事用車両の運行	降下ばいじん量	○	適切に環境保全措置を講じている	5-19
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル ( $L_A$ 、 $L_{A5}$ 、 $L_{A, Fmax}$ 又は $L_{A, Fmax, 5}$ )	○	適切に環境保全措置を講じている	5-23	
	工事用車両の運行	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )	○	適切に環境保全措置を講じている	5-28	
振動	建設機械の稼働	振動レベル ( $L$ 、 $L_{10}$ 又は $L_{MAX}$ )	○	適切に環境保全措置を講じている	5-33	
	工事用車両の運行	振動レベル ( $L_{10}$ )	○	適切に環境保全措置を講じている	5-37	
廃棄物等	切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削	—	—	適切に環境保全措置を講じている	5-42	

表 5-2 環境調査結果の概要

環境要素	影響要因	調査項目	環境調査結果	整合を図る基準 又は目標等	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	二酸化窒素及の濃度	日平均最高値 0.041ppm	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
			浮遊粒子状物質の濃度	日平均最高値 0.037mg/m <sup>3</sup> 1時間最高値 0.054mg/m <sup>3</sup>	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
		工事用車両の運行	二酸化窒素及の濃度	日平均最高値 0.041ppm	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
			浮遊粒子状物質の濃度	日平均最高値 0.037mg/m <sup>3</sup> 1時間最高値 0.054mg/m <sup>3</sup>	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
	粉じん等	建設機械の稼働	降下ばいじん量	季節別最高値 1.37t/km <sup>2</sup> 月	20t/km <sup>2</sup> 月
		工事用車両の運行	降下ばいじん量	季節別最高値 1.37t/km <sup>2</sup> 月	20t/km <sup>2</sup> 月
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル (L <sub>A</sub> 、L <sub>A5</sub> 、L <sub>A, Fmax</sub> 又は L <sub>A, Fmax, 5</sub> )	L <sub>A5</sub> : 79dB	85dB	
	工事用車両の運行	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	L <sub>Aeq</sub> : 昼間 57dB	昼間 65dB	
振動	建設機械の稼働	振動レベル (L、L <sub>10</sub> 又は L <sub>MAX</sub> )	L <sub>10</sub> : 46dB	75dB	
	工事用車両の運行	振動レベル (L <sub>10</sub> )	L <sub>10</sub> : 昼間 35dB 夜間 28dB	昼間 65dB 夜間 60dB	

備考1) 工事用車両の運行に係る騒音の「昼間」の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間（6時～22時）を示します。

備考2) 工事用車両の運行に係る振動の時間区分は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」（昭和61年神戸市告示第257号）に示された昼間（8時～19時）、夜間（19時～8時）を示します。

## 5.2 工事中の調査結果

### 5.2.1 大気質

#### 1) 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

##### (1) 環境調査

##### ① 調査項目

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度、風向・風速

##### ② 調査方法

四季調査のうち、秋季・冬季・春季調査を実施しました。夏季調査は令和3年度に実施することを予定しています。

調査項目	二酸化窒素の濃度
調査時期	四季のうち秋季・冬季・春季 秋季：令和2年11月13日（金）0：00～令和2年11月19日（木）24：00 冬季：令和2年12月10日（木）0：00～令和2年12月16日（水）24：00 春季：令和3年3月11日（木）0：00～令和3年3月17日（水）24：00
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺（地上1.5m）（図5-1、図5-2） ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に規定される測定方法

調査項目	浮遊粒子状物質の濃度
調査時期	二酸化窒素の濃度と同時期
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺（地上3.0m）（図5-1、図5-2） ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に規定される測定方法

調査項目	風向・風速
調査時期	二酸化窒素の濃度と同時期
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺（地上10.0m）（図5-1、図5-2） ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）による観測方法

##### ③ 調査結果

調査の結果、秋季・冬季・春季における二酸化窒素の日平均値の最高値は0.041ppmで、環境基準に示された値を超える日はありませんでした。秋季・冬季・春季における浮遊粒子状物質の日平均最高値は0.037mg/m<sup>3</sup>、1時間最高値は0.054mg/m<sup>3</sup>で、環境基準に示された値を超える日はありませんでした。

表 5-3 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質並びに風向風速の調査結果

項目			調査結果			環境基準
			秋季	冬季	春季	
二酸化窒素の濃度	日平均最高値	(ppm)	0.030	0.034	0.041	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	期間平均値	(ppm)	0.025	0.018	0.025	
浮遊粒子状物質の濃度	日平均最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.019	0.037	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	1時間最高値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.045	0.036	0.054	
	期間内平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.020	0.013	0.020	
風向風速	期間内最多風向	(方位)	NE	N	NE	—
	出現頻度	(%)	13.7	24.4	16.1	
	静穏率	(%)	25.6	10.7	20.8	
	期間内平均風速	(m/s)	0.6	1.1	0.9	
	日平均値最高風速	(m/s)	0.8	1.5	1.5	
	1時間最高風速	(m/s)	1.8	3.0	3.3	



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-1 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境調査位置図

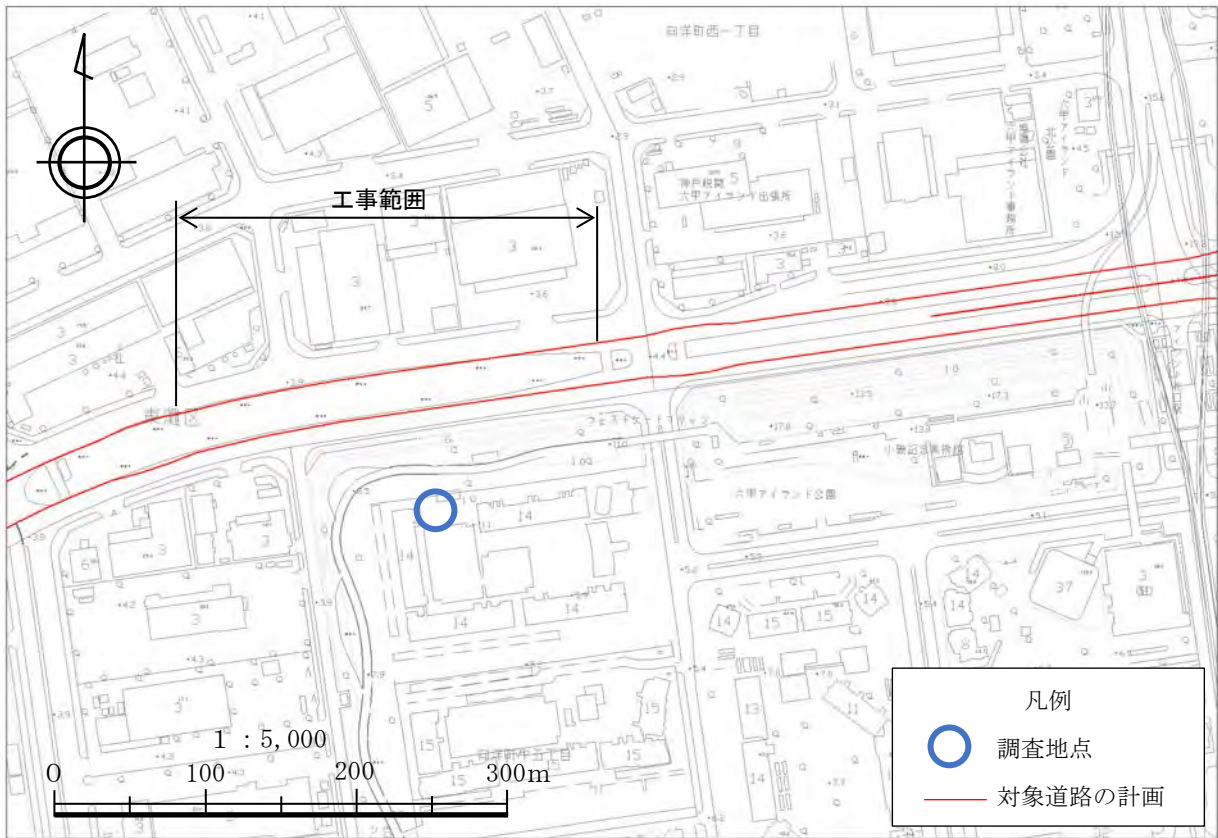


図 5-2 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）



## (2) 施設調査

### ① 調査項目

建設機械の稼働状況及び環境保全措置の実施状況

### ② 調査方法

調査項目	建設機械の稼働状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（排出ガス対策型の建設機械の採用、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

### ③ 調査結果

#### a) 建設機械の稼働状況

保全対象の敷地境界から 55m 以上離隔のある工事敷地内において主に秋季は既成杭工及び土留工、冬季は土留工及び作業土工、春季は RC 橋脚工及び掘削工を行いました。

建設機械の稼働状況を表 5-4 に示します。

使用した主な建設機械は、秋季はパイルドライバー（135t 級）1 台、クローラクレーン（100t 級）1 台、ホイールクレーン（50t 級）2 台、矢板圧入機 2 台、バックホウ（0.5m<sup>3</sup>以下）6 台、発電機（10～610KVA）2 台、冬季はホイールクレーン（35～65t 級）2 台、矢板圧入機 1 台、バックホウ（0.8m<sup>3</sup>以下）5 台、春季はホイールクレーン（25t 級）3 台、バックホウ（0.7m<sup>3</sup>以下）3 台です。

表 5-4 建設機械の稼働状況

<p>秋季</p>		
<p>冬季</p>		
<p>春季</p>		

b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、排出ガス対策型の建設機械を採用している（図 5-3）ほか、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施しています。



図 5-3 排出ガス対策型の建設機械の採用

### (3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は整合を図る基準又は目標である環境基準に示された値以下となっています

整合を図る基準または目標は表 5-5 に示すとおりです。

表 5-5 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準
二酸化窒素の濃度	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質の濃度	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

## 2) 工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

当該項目の調査は、建設機械の稼働に係る影響との複合的な影響を把握するため、「1) 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同時に実施しました。

### (1) 環境調査

#### ① 調査項目

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度、風向・風速

#### ② 調査方法

四季調査のうち、秋季・冬季・春季調査を実施しました。夏季調査は令和3年度に実施することを予定しています。

調査項目	二酸化窒素の濃度
調査時期	四季のうち秋季・冬季・春季 秋季：令和2年11月13日（金）0：00～令和2年11月19日（木）24：00 冬季：令和2年12月10日（木）0：00～令和2年12月16日（水）24：00 春季：令和3年3月11日（木）0：00～令和3年3月17日（水）24：00
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺（地上1.5m）（図5-4、図5-5） ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に規定される測定方法

調査項目	浮遊粒子状物質の濃度
調査時期	二酸化窒素の濃度と同時期
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺（地上3.0m）（図5-4、図5-5） ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に規定される測定方法

調査項目	風向・風速
調査時期	二酸化窒素の濃度と同時期
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺（地上10.0m）（図5-4、図5-5） ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）による観測方法

#### ③ 調査結果

調査結果は「1) 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」に示す通りです。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先
—		工事用車両運行ルート

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-4 工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境調査位置図

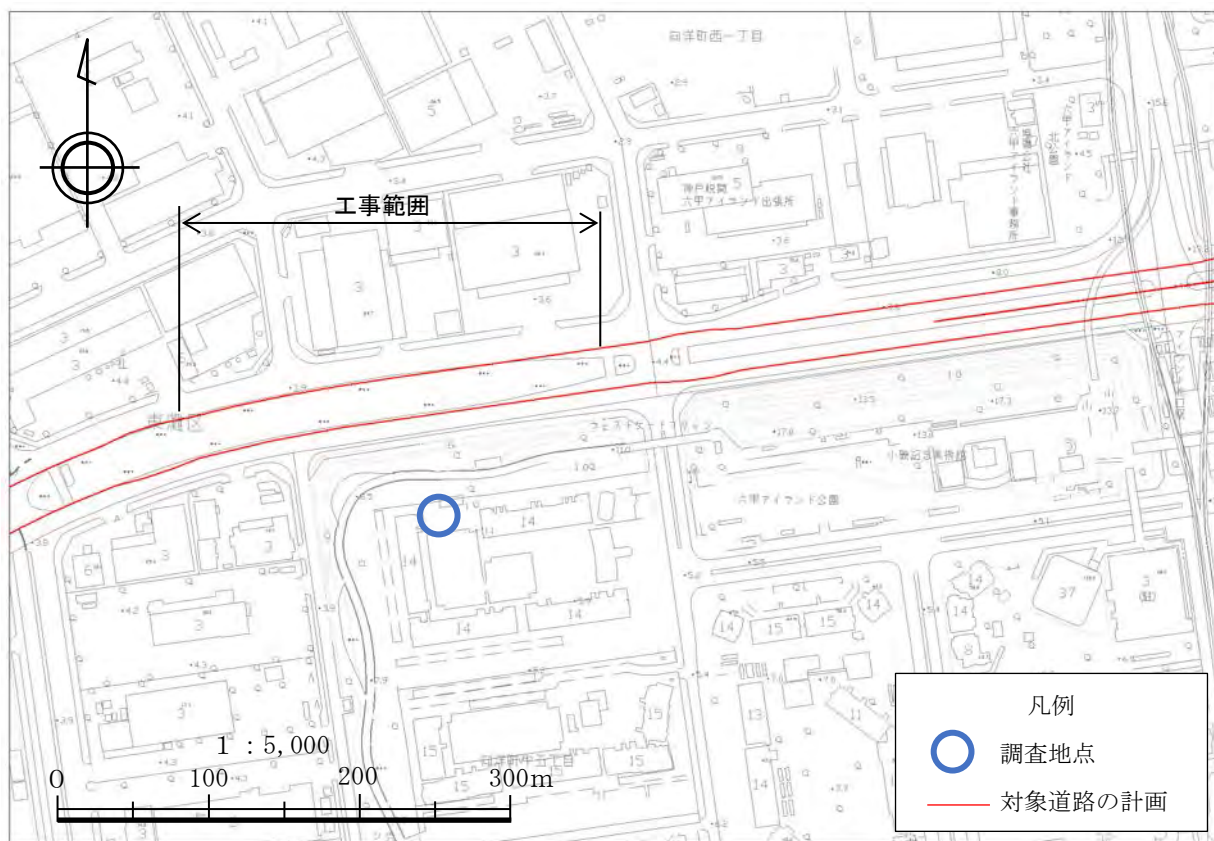


図 5-5 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

## (2) 施設調査

### ① 調査項目

工事用車両の運行状況及び環境保全措置の実施状況

### ② 調査方法

調査項目	工事用車両の運行状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（工事用車両の分散、作業者に対する工事用車両の運行の指導）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

### ③ 調査結果

#### a) 工事用車両の運行状況

工事用車両の運行台数は、秋季調査を行った11月は約90台/月、冬季調査を行った12月は約1280台/月、春季調査を行った3月は約2460台/月です。

#### b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、工事用車両の分散、作業者に対する工事用車両の運行の指導を実施しています。

### (3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は整合を図る基準又は目標である環境基準に示された値以下となっています

整合を図る基準または目標は表 5-5 に示すとおりです。

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

### 3) 建設機械の稼働に係る粉じん等

#### (1) 環境調査

##### ① 調査項目

降下ばいじん量

##### ② 調査方法

四季調査のうち、秋季・冬季・春季調査を実施しました。夏季調査は令和3年度に実施することを予定しています。

調査項目	降下ばいじん量
調査時期	四季のうち秋季・冬季・春季 秋季：令和2年10月29日（木）より1ヶ月間 冬季：令和2年11月30日（月）より1ヶ月間 春季：令和3年3月1日（月）より1ヶ月間
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺（地上8m）（図5-6、図5-7） ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「衛生試験法・注解（2010）」（2010年、日本薬学会）に基づくダストジャー法

##### ③ 調査結果

調査の結果、秋季・冬季・春季における降下ばいじん量は0.80～1.37 t/km<sup>2</sup>月で、参考となる値である20t/km<sup>2</sup>月を下回りました。

表 5-6 降下ばいじん量の調査結果

項目	調査結果			参考となる値
	秋季	冬季	春季	
降下ばいじん量(t/km <sup>2</sup> 月)	0.80	0.87	1.37	20t/km <sup>2</sup> 月





対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-6 建設機械の稼働に係る粉じん等の環境調査位置図

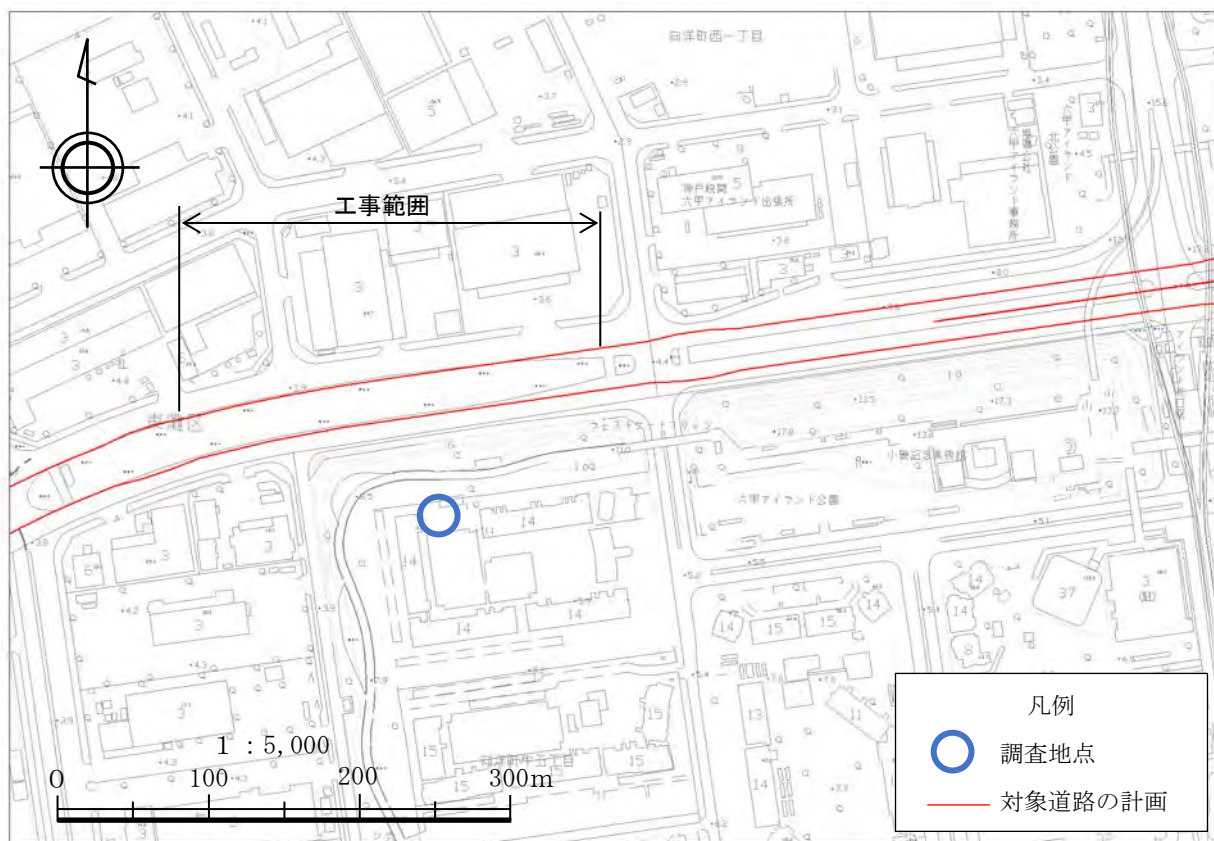


図 5-7 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

## (2) 施設調査

### ① 調査項目

建設機械の稼働状況及び環境保全措置の実施状況

### ② 調査方法

調査項目	建設機械の稼働状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（工事中の散水、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働、工事施工ヤードへの仮囲いの設置）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

### ③ 調査結果

#### a) 建設機械の稼働状況

保全対象の敷地境界から 55m 以上離隔のある工事敷地内において主に秋季は既成杭工及び土留工、冬季は土留工及び作業土工、春季は RC 橋脚工及び掘削工を行いました。

建設機械の稼働状況を表 5-4 に示します。

使用した主な建設機械は、秋季はパイルドライバー（135t 級）1 台、クローラクレーン（100t 級）1 台、ホイールクレーン（50～65t 級）3 台、矢板圧入機 3 台、バックホウ（0.5m<sup>3</sup>以下）7 台、発電機（10～610KVA）2 台、冬季はホイールクレーン（35～65t 級）4 台、矢板圧入機 3 台、バックホウ（0.8m<sup>3</sup>以下）12 台、発電機（10KVA）1 台、春季はホイールクレーン（25t 級）3 台、バックホウ（0.7m<sup>3</sup>以下）4 台です。

#### b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、工事中の散水、工事施工ヤードへの仮囲いの設置を実施している（図 5-8）ほか、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施しています。



図 5-8 工事中の散水（左）、工事施工ヤードへの仮囲いの設置（右）

### (3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、降下ばいじん量は参考となる値である 20t/km<sup>2</sup>月以下となっています。

なお、参考となる値とは、国等で整合を図る基準及び目標が定められていない場合、その項目の定量的な評価を行う目安として用いた値で、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした値です。

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

#### 4) 工事用車両の運行に係る粉じん等

当該項目の調査は、建設機械の稼働に係る影響との複合的な影響を把握するため、「3) 建設機械の稼働に係る粉じん等」と同時に実施しました。

##### (1) 環境調査

###### ① 調査項目

降下ばいじん量

###### ② 調査方法

四季調査のうち、秋季・冬季・春季調査を実施しました。夏季調査は令和3年度に実施することを予定しています。

調査項目	降下ばいじん量
調査時期	四季のうち秋季・冬季・春季 秋季：令和2年10月29日（木）より1ヶ月間 冬季：令和2年11月30日（月）より1ヶ月間 春季：令和3年3月1日（月）より1ヶ月間
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺（地上8m）（図 5-9、図 5-10） ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「衛生試験法・注解（2010）」（2010年、日本薬学会）に基づくダストジャー法

###### ③ 調査結果

調査結果は「3) 建設機械の稼働に係る粉じん等」に示す通りです。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
	1	東灘区向洋町中5丁目地先
		工事用車両運行ルート

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-9 工事用車両の運行に係る粉じん等の環境調査位置図

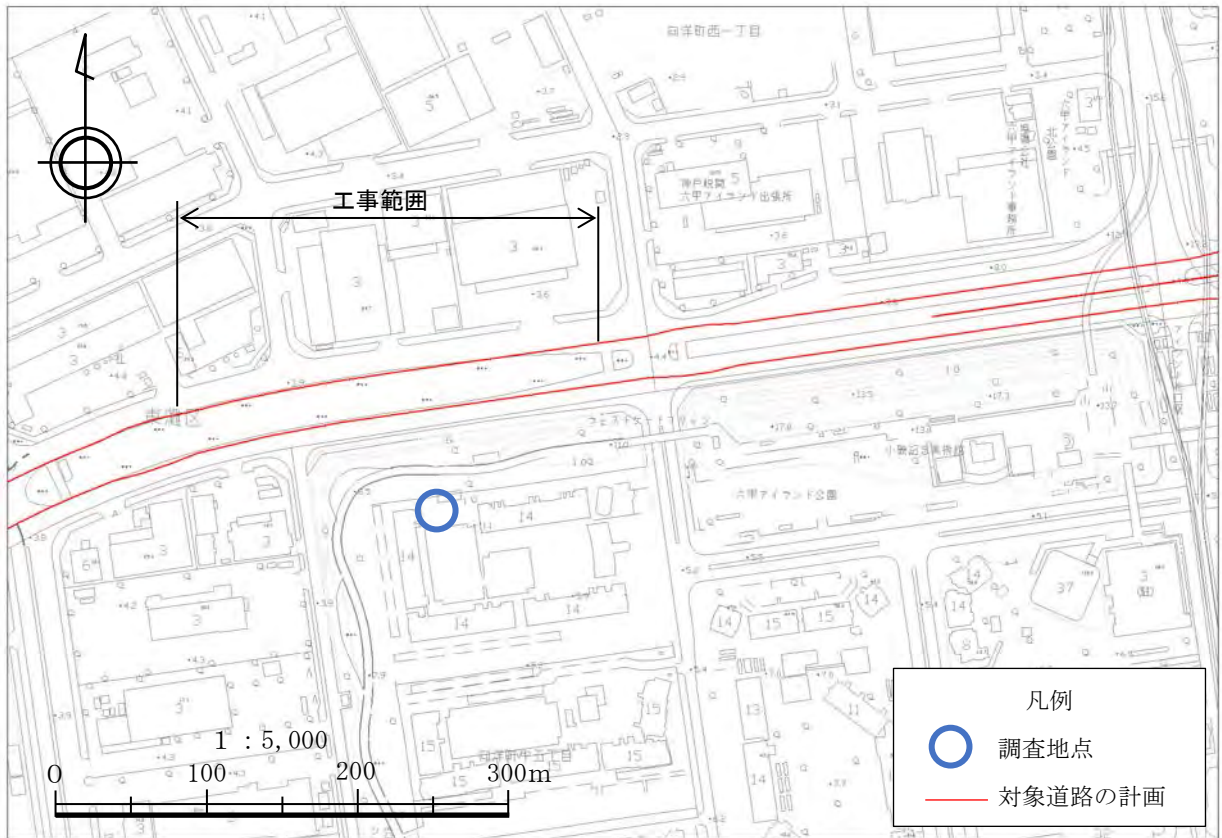


図 5-10 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

## (2) 施設調査

### ① 調査項目

工事用車両の運行状況及び環境保全措置の実施状況

### ② 調査方法

調査項目	工事用車両の運行状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（工事用車両の分散、タイヤ等の洗浄）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

### ③ 調査結果

#### a) 工事用車両の運行状況

工事用車両の運行台数は、秋季調査を行った11月は約90台/月、冬季調査を行った12月は約1280台/月、春季調査を行った3月は約2460台/月です。

#### b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、タイヤ等の洗浄を実施している（図5-11）ほか、工事用車両の分散を実施しています。



図 5-11 タイヤ等の洗浄

### (3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、降下ばいじん量は参考となる値である20t/km<sup>2</sup>月以下となっています。

なお、参考となる値とは、国等で整合を図る基準及び目標が定められていない場合、その項目の定量的な評価を行う目安として用いた値で、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした値です。

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。



## 5.2.2 騒音

### 1) 建設機械の稼働に係る騒音

#### (1) 環境調査

##### ① 調査項目

騒音レベル ( $L_A$ 、 $L_{A5}$ 、 $L_{A, Fmax}$  又は  $L_{A, Fmax, 5}$ )

##### ② 調査方法

調査項目	騒音レベル ( $L_A$ 、 $L_{A5}$ 、 $L_{A, Fmax}$ 又は $L_{A, Fmax, 5}$ )
調査時期	令和2年9月24日(木) 8:00~16:20
調査場所	環境影響評価書における予測地点周辺(地上1.2m)(図5-12、図5-13) ・東灘区向洋町中5丁目地先(工事の敷地境界)
調査方法	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年、厚生省・建設省告示第1号)に規定された騒音の測定方法

##### ③ 調査結果

調査の結果、工事の敷地境界の地上1.2mにおける $L_{A5}$ は79dBで、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準である85dB以下となっています。

なお、環境影響評価書における予測地点は、工事の敷地境界からさらに55m以上離れることから、環境影響評価書における予測地点の地上1.2mにおける建設作業騒音に係る $L_{A5}$ はさらに小さいと推定されます。また、建設作業は地表付近で行われていることから、環境影響評価書における予測地点の中高層階における建設作業騒音に係る $L_{A5}$ はさらに小さいと推定されます。

表 5-7 騒音レベルの調査結果

調査地点	調査結果 ( $L_{A5}$ )	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準
東灘区向洋町中5丁目地先 (工事の敷地境界)	79dB	85dB

備考1) 調査結果は、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動することから測定値の $L_{A5}$ を示します。

備考2) 調査結果は、調査時間帯における1時間毎の $L_{A5}$ の最大値を示します。

備考3) 調査結果の集計にあたっては、臨港道路の走行車両通過時の騒音を除外しました。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-12 建設機械の稼働に係る騒音の環境調査位置図

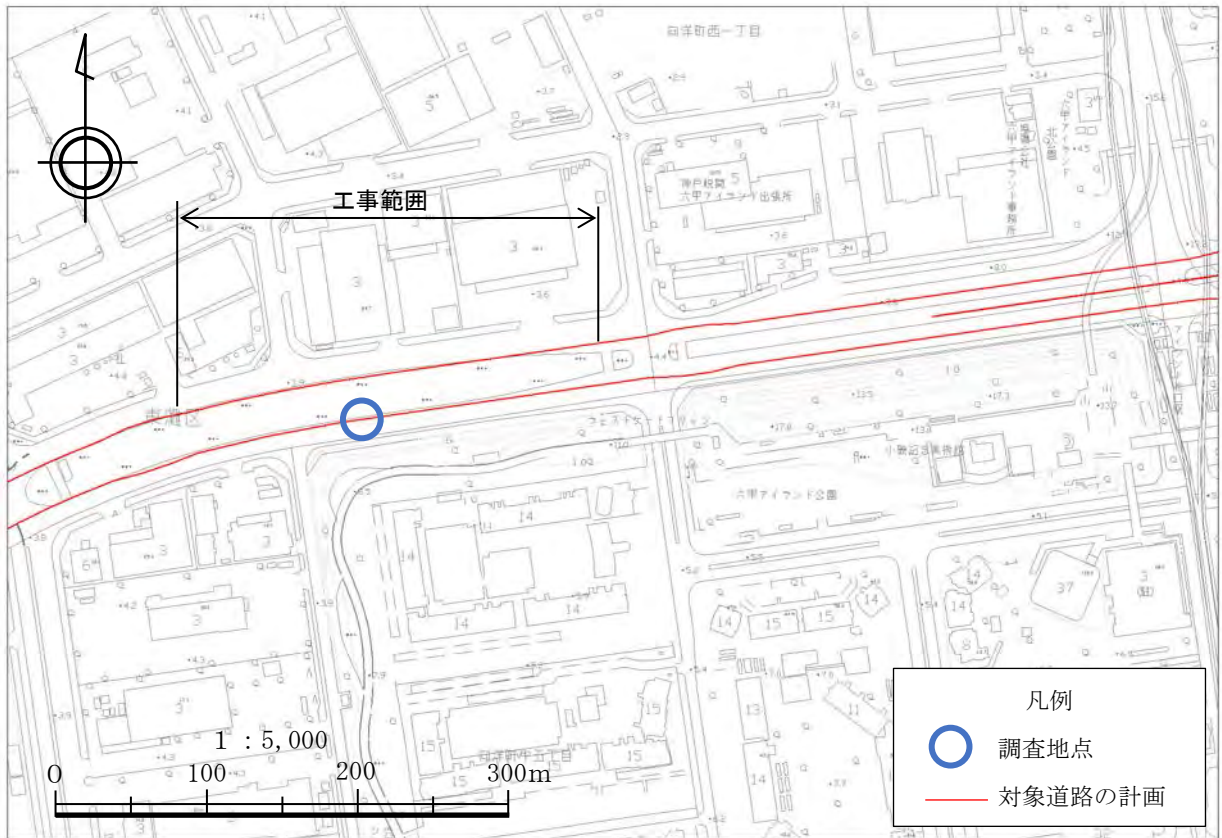


図 5-13 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

(2) 施設調査

① 調査項目

建設機械の稼働状況及び環境保全措置の実施状況

② 調査方法

調査項目	建設機械の稼働状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（低騒音型建設機械の採用、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

③ 調査結果

a) 建設機械の稼働状況

保全対象の敷地境界から 55m 以上離隔のある工事敷地内において主に既製杭工を行いました。

建設機械の稼働状況を表 5-8 に示します。使用した主な建設機械は、パイルドライバー（110～135t 級）4 台、クローラクレーン（70～100t 級）4 台、バックホウ（0.5m<sup>3</sup> 以下）4 台、発電機（150～610KVA）10 台、ダンプトラック（10t 級）2 台です。

表 5-8 建設機械の稼働状況



## b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、低騒音型建設機械を採用している（図 5-14）ほか、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施しています。

この他、防音シートを用いた騒音対策、敷地境界における騒音モニタリングを行う等の環境配慮を実施しました。



図 5-14 低騒音型建設機械の採用

## (3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、工事の敷地境界の地上 1.2m における  $L_{A5}$  は 79dB で、建設機械の稼働に係る騒音レベルは整合を図る基準又は目標である 85dB 以下となっています。

整合を図る基準または目標は表 5-9 に示すとおりです。

表 5-9 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準
騒音レベル ( $L_A$ 、 $L_{A5}$ 、 $L_{A.Fmax}$ 又は $L_{A.Fmax.5}$ )	「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

## 2) 工事用車両の運行に係る騒音

### (1) 環境調査

#### ① 調査項目

等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

#### ② 調査方法

調査項目	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )
調査時期	令和3年3月11日(木) 6:00~22:00
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺(地上1.2m)(図5-15、図5-16) ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に規定された騒音の測定方法

#### ③ 調査結果

調査の結果、等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) は昼間 57dB で、調査地点における騒音に係る環境基準 65dB 以下となっています。

表 5-10 騒音レベルの調査結果

調査地点	区分	調査結果( $L_{Aeq}$ )	騒音に係る環境基準
東灘区向洋町中5丁目	昼間	57dB	65dB

注) 表中の「昼間」の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間(6時~22時)を示します。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
	1	東灘区向洋町中5丁目地先
		工事用車両運行ルート

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-15 工事用車両の運行に係る騒音の環境調査位置図

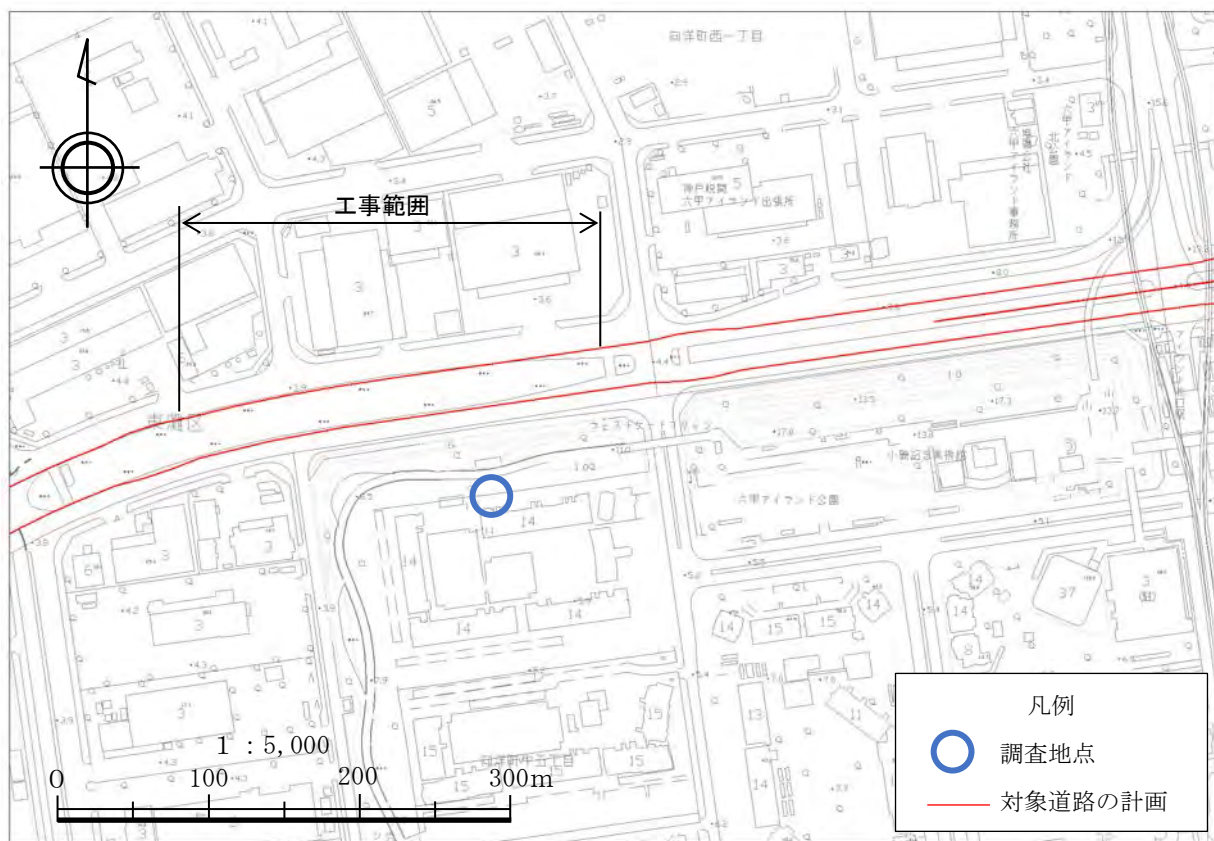


図 5-16 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）



## (2) 施設調査

### ① 調査項目

工事用車両の運行状況及び環境保全措置の実施状況

### ② 調査方法

調査項目	工事用車両の運行状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（作業者に対する工事用車両の運行の指導）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

### ③ 調査結果

#### a) 工事用車両の運行状況

工事用車両の運行台数は約 300 台/日で、6 時～17 時に運行されました。

#### b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、作業者に対する工事用車両の運行の指導を実施しています。

### (3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) は 57dB で、調査地点における騒音に係る環境基準 65dB 以下となっています。

整合を図る基準または目標は表 5-11 に示すとおりです。

表 5-11 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準		
		地域の区分	時間区分	基準値
等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境省告示第 64 号)による幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値	幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	70dB 以下
	「騒音に係る環境基準について」による道路に面する地域の基準値	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域の基準値	昼間	65dB 以下

注1) B 地域とは、主として住居の用に供される地域です。

2) C 地域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域です。

3) 表中の「昼間」の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間 (6 時～22時) を示します。

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

### 5.2.3 振動

#### 1) 建設機械の稼働に係る振動

##### (1) 環境調査

##### ① 調査項目

振動レベル (L、L<sub>10</sub> 又は L<sub>max</sub>)

##### ② 調査方法

調査項目	振動レベル (L、L <sub>10</sub> 又は L <sub>max</sub> )
調査時期	令和2年9月24日(木) 8:00~16:20
調査場所	環境影響評価書における予測地点周辺 (図 5-17、図 5-18) ・東灘区向洋町中5丁目地先 (工事の敷地境界)
調査方法	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)に規定された振動の測定方法 (JISZ8735)

##### ③ 調査結果

調査の結果、工事の敷地境界における L<sub>10</sub> は 46dB で、特定建設作業の規制に関する基準である 75dB 以下となっています。

なお、環境影響評価書における予測地点は、工事の敷地境界からさらに 55m 以上離れることから、環境影響評価書における予測地点における建設作業振動に係る L<sub>10</sub> はさらに小さいと推定されます。

表 5-12 振動レベルの調査結果

調査地点	調査結果(L <sub>10</sub> )	特定建設作業の規制に関する基準
工事の敷地境界 (東灘区向洋町中5丁目地先)	46dB	75dB

備考1) 調査結果は、振動計の指示値が不規則かつ大幅に変動することから測定値の L<sub>10</sub> を示します。

備考2) 調査結果は、調査時間帯における1時間毎の L<sub>10</sub> の最大値を示します。

備考3) 調査結果の集計にあたっては、臨港道路の走行車両通過時の振動を除外しました。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
○	1	東灘区向洋町中5丁目地先

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-17 建設機械の稼働に係る振動の環境調査位置図

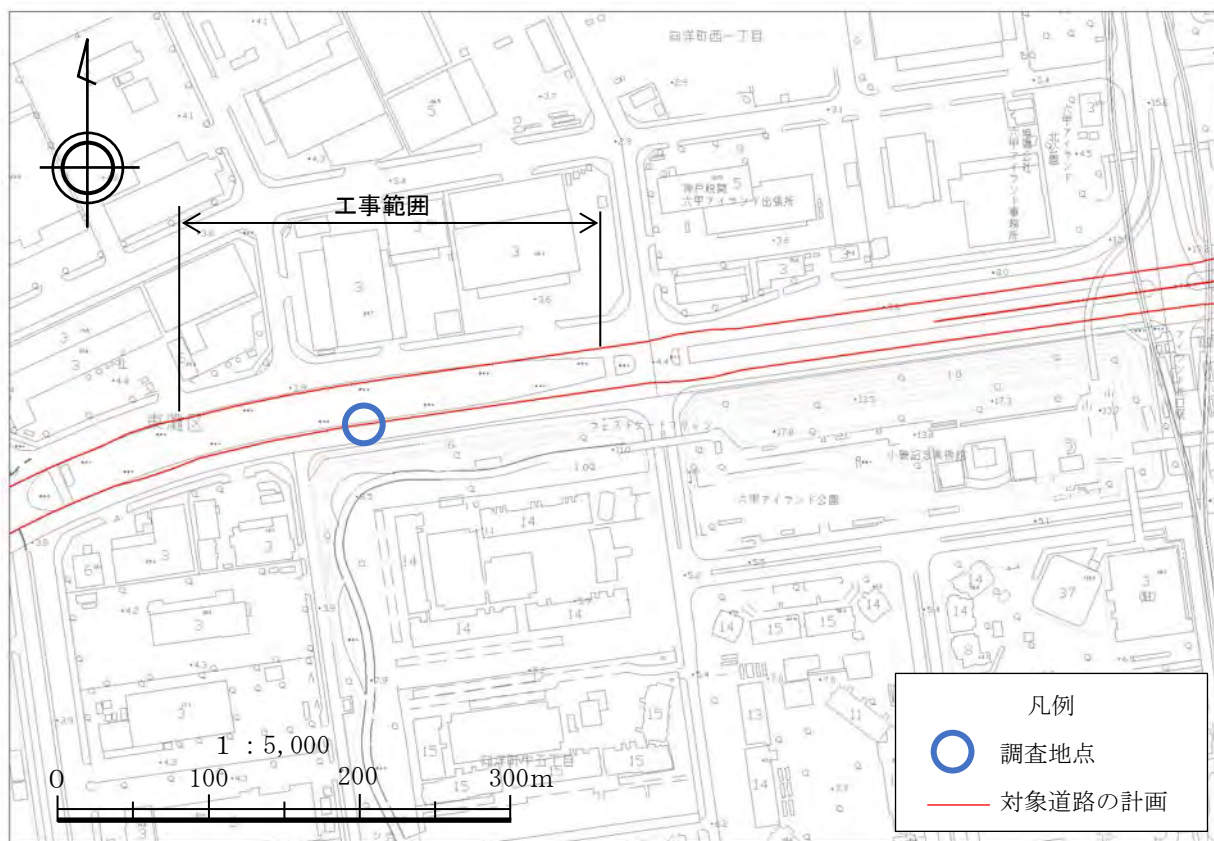


図 5-18 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

## (2) 施設調査

### ① 調査項目

建設機械の稼働状況及び環境保全措置の実施状況

### ② 調査方法

調査項目	建設機械の稼働状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（低振動型建設機械の採用、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

### ③ 調査結果

#### a) 建設機械の稼働状況

「切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削に係る 5.2.2 騒音 1) 建設機械の稼働に係る騒音」と同様です。

#### b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、低振動型の工法を採用している他、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施しています。

### (3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、工事の敷地境界における  $L_{10}$  は 46dB で、建設機械の稼働に係る振動レベルは整合を図る基準又は目標である 75dB 以下となっています。

整合を図る基準または目標は表 5-13 に示すとおりです。

表 5-13 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準
振動レベル ( $L$ 、 $L_{10}$ 又は $L_{max}$ )	「振動規制法施行規則」による特定建設作業の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

## 2) 工事用車両の運行に係る振動

### (1) 環境調査

#### ① 調査項目

振動レベル ( $L_{10}$ )

#### ② 調査方法

調査項目	振動レベル ( $L_{10}$ )
調査時期	令和3年3月11日(木) 6:00~22:00
調査場所	環境影響評価書における予測地点またはその周辺(地上1.2m)(図5-19、図5-20) ・東灘区向洋町中5丁目
調査方法	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)に規定された振動の測定方法(JISZ8735)

#### ③ 調査結果

調査の結果、振動レベル ( $L_{10}$ ) は昼間 35dB、夜間 28dB で、調査地点における振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度である昼間 65dB、夜間 60dB 以下となっています。

表 5-14 騒音レベルの調査結果

調査地点	区分	調査結果 ( $L_{10}$ )	振動規制法施行規則に基づく 道路交通振動の限度(第2種区域)
東灘区向洋町中5丁目	昼間	35dB	65dB
	夜間	28dB	60dB

備考1) 表中の時間区分は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年神戸市告示第257号)に示された昼間(8時~19時)、夜間(19時~8時)を示します。



対象道路事業実施区域

凡 例		
記号	番号	名称
	1	東灘区向洋町中5丁目地先
		工事用車両運行ルート

この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を使用したものである。

図 5-19 工事用車両の運行に係る振動の環境調査位置図



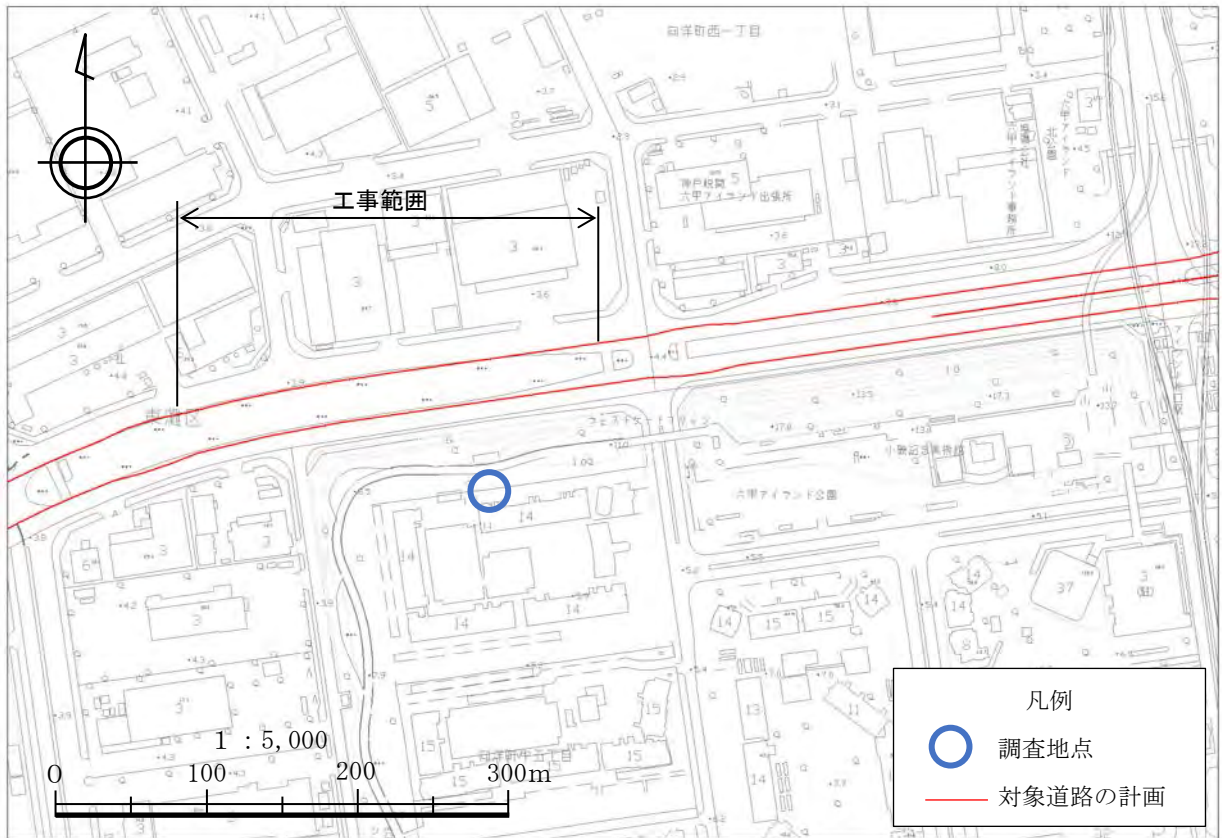


図 5-20 調査位置詳細図（東灘区向洋町中 5 丁目）

## (2) 施設調査

### ① 調査項目

工事用車両の運行状況及び環境保全措置の実施状況

### ② 調査方法

調査項目	工事用車両の運行状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置（工事用車両の分散、作業者に対する工事用車両の運行の指導）の実施状況
調査時期	環境調査と同時期
調査場所	環境調査の調査場所周辺
調査方法	現地確認又は工事関係資料の整理

### ③ 調査結果

#### a) 工事用車両の運行状況

工事用車両の運行台数は「5.2.2 2) 工事用車両の運行に係る騒音」に示す通りです。

#### b) 環境保全措置の実施状況

工事の実施に当たっては、工事用車両の分散及び作業者に対する工事用車両の運行の指導を実施しています。

### (3) 事後調査結果の検討

環境調査の結果、振動レベル（L<sub>10</sub>）は昼間 35dB、夜間 28dB で、調査地点における振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度である昼間 65dB、夜間 60dB 以下となっています。

整合を図る基準または目標は表 5-15 に示すとおりです。

表 5-15 整合を図る基準または目標

調査項目	整合を図る基準又は目標	基準		
		地域の区分	時間区分	基準値
振動レベル (L <sub>10</sub> )	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) 第十二条に基づく 道路交通振動の限度	第 1 種区域	昼間	65dB 以下
			夜間	60dB 以下
		第 2 種区域	昼間	70dB 以下
			夜間	65dB 以下

- 注1) 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、静穏の保持を必要とする区域及び住居のように供されているため、静穏の保持を必要とする区域です。
- 2) 第2種区域とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域です。
- 3) 表中の時間区分は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年神戸市告示第257号)に示された昼間(8時～19時)、夜間(19時～8時)を示します。

また、施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

## 5.2.4 廃棄物等

### 1) 切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削に係る廃棄物等

#### (1) 施設調査

##### ① 調査項目

建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量、及び環境保全措置の実施状況

##### ② 調査方法

調査項目	建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量
調査時期	建設副産物が発生する工事完了時(発注工事単位)(令和2年2月～令和3年3月)
調査場所	事業実施区域内
調査方法	工事関係資料の整理

調査項目	環境保全措置(工事間利用の促進、再資源化の実施)の実施状況
調査時期	建設副産物が発生する工事完了時(発注工事単位)(令和2年2月～令和3年3月)
調査場所	事業実施区域内
調査方法	工事関係資料の整理

##### ③ 調査結果

#### a) 建設副産物の概略の発生量、再利用量及び区域外搬出量

建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の概略の発生量、再利用率及び区域外搬出量を表 5-16 に示します。

表 5-16 建設副産物の概略の発生量、再利用率及び区域外搬出量

種 別	発生量	再利用率	区域外搬出量
建設発生土	約 10.0 千 m <sup>3</sup>	約 0.6 千 m <sup>3</sup>	約 9.3 千 m <sup>3</sup>
建設汚泥	約 4.8 千 t	0 千 t	約 4.8 千 t
コンクリート塊	約 1.0 千 t	0 千 t	約 1.0 千 t
アスファルト・コンクリート塊	約 0.4 千 t	0 千 t	約 0.4 千 t

#### b) 環境保全措置の実施状況

建設発生土は、一部について現場内利用を行いました。残りは区域外へ搬出し、「建設発生土情報交換システム」※による工事間利用を図りました。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、全て再資源化のための中間処理施設へ搬出することにより、再資源化を行いました。

これにより、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊について、再生資源利用促進率は 100% を達成しました。

※「建設発生土情報交換システム」は、公共工事発注者において、建設発生土（泥土、建設汚泥を含む）が発生する、または建設発生土等（購入土を含む）を利用する建設工事を対象に、設計、積算、発注、施工から完了の事業の各段階において、建設発生土の工事間利用に関する情報を工事担当者に提供することにより、リサイクル推進を図ることを目的としたオンライン情報交換システムです。

## (2) 事後調査結果の検討

施設調査の結果、適切に環境保全措置を講じていることを確認しました。

以上より、事業の実施による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると考えられます。

## 第6章 事後調査実施体制

### 6.1 事業者

国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所 大阪湾岸道路整備推進室

所在地：神戸市中央区小野浜町 7-30

電話番号：078-381-8141（代）

国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所

所在地：神戸市中央区小野浜町 7-30

電話番号：078-331-6701（代）

阪神高速道路株式会社 神戸建設部

所在地：神戸市中央区栄町通 1-2-10 読売神戸ビル 7F・8F

電話番号：078-331-9820（代）

### 6.2 調査実施機関

環境要素		調査の別	調査委託先		
			名称	所在地	電話番号
大気質	二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質	環境調査	株式会社 長大 大阪支社	大阪府西区新町 2-20-6	06-6541-5793
		施設調査	同上	同上	同上
	粉じん等	環境調査	同上	同上	同上
		施設調査	同上	同上	同上
騒音		環境調査	同上	同上	同上
		施設調査	同上	同上	同上
振動		環境調査	同上	同上	同上
		施設調査	同上	同上	同上
廃棄物等		施設調査	同上	同上	同上

## 第7章 その他

### 7.1 苦情等の処理状況

令和2年度には本事業に係る苦情は無かった。

### 7.2 使用文献

- ・環境影響評価書 神戸国際港都建設計画道路 1.3.6号大阪湾岸線西伸線 (平成21年3月、兵庫県)
- ・神戸国際港都建設計画道路 1.3.6号大阪湾岸線西伸線 事後調査計画書 (平成30年12月、国土交通省近畿地方整備局 阪神高速道路株式会社)
- ・神戸市環境影響評価等技術指針 (平成25年4月、神戸市)
- ・神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル (平成26年6月、神戸市)
- ・環境影響評価マニュアルー事後調査編ー (平成15年3月、神戸市)

